

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年12月27日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
2. 都道府県名	千葉県	
3. 市区町村名	富津市	
4. 届出番号	5	
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年12月19日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		▼

執行機関名 富津市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例(平成27年富津市条例第13号)による重度心身障害者の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年富津市条例第37号) 別表第1 第4の項 富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例(平成27年富津市条例第13号)による重度心身障害者の医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日号外法律第二百二十三号)第1条	富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例(平成27年富津市条例第13号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が(基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる)よう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、(重度の知的障害者、身体障害者及び精神障害者)(以下「重度心身障害者」という。)に対し医療費及び調剤費(以下「医療費等」という。)の一部を助成することにより、その(健康の保持と生活の安定に寄与するとともに重度心身障害者の福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例(平成27年富津市条例第13号) 富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例施行規則(平成27年規則第40号)